

(第2号議案)

定款並びに役員の報酬及び費用に関する規程の一部変更（案）

一定款新旧対照表一

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

旧	新				
1 定款 (役員の設置) 第21条 本会に次の役員を置く。 理 事 40名以上60名以内 監 事 2名以内 2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、15名以内を常任理事とする。 3 副会長のうち1名を筆頭副会長とする。 4 <u>理事のうち1名を専務理事とすることができる。</u> 5 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の筆頭副会長及び前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。 (役員の報酬等) 第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員の報酬及び費用に関する規程により報酬を支給することができる。 2 役員の報酬及び費用に関する規程 (報酬の支給) 第 3 条 本会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。 第 4 条 本会の常勤役員の報酬総額(月例給与及び賞与)は、別表第1「報酬総額」に明確にする。 2 <u>常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事会において決定する。</u> 別表第一 常勤役員の報酬総額 <table><tr><td>常勤役員の報酬総額</td><td>5,000千円</td></tr></table>	常勤役員の報酬総額	5,000千円	1 定款 (役員の設置) 第21条 本会に次の役員を置く。 4 理事のうち1名を専務理事とすることができる。 <u>また、理事のうち少なくとも一人以上は外部理事とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第15号並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第4条第1号及び同規則第4条第3号に掲げる者とする。</u> <u>加えて、監事についても少なくとも一人以上は外部監事とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第5条第1号及び同規則第5条第3号に掲げる者とする。</u> (役員の報酬等) 第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員の報酬及び費用に関する規定により報酬を支給することができる。 <u>また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第15号に掲げる外部理事及び同法第5条第16号に掲げる外部監事に対しても、総会が別に定める役員の報酬及び費用に関する規定により報酬を支給することができる。</u> 2 役員の報酬及び費用に関する規程 (報酬の支給) 第 3 条 本会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。 <u>また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第15号及び16号に掲げる外部理事及び外部監事には、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができるものとする。</u> 第 4 条 本会の常勤役員の報酬総額(月例給与及び賞与)の上限金額は、別表第1「報酬総額の上限」に明確にする。 2 常勤役員の報酬額は、<u>事業年度を単位とする年俸制とし、原則として毎年4月1日付をもって会長(又は正副会長会)がこれを定める。また、非常勤役員に対する報酬額は、理事会等の出席1回につき、税抜き金額で1万円とする。</u> 別表第一 常勤役員の報酬総額<u>の上限額</u> <table><tr><td>常勤役員の報酬総額の上限額</td><td>6,000千円</td></tr></table>	常勤役員の報酬総額の上限額	6,000千円
常勤役員の報酬総額	5,000千円				
常勤役員の報酬総額の上限額	6,000千円				